

# もしも未来が見えたなら

～いつかクレジットカードを使う日に～

## 指 導 書

(授業展開例・ワークシート例付)



民法の成年年齢引下げを踏まえた  
消費者教育



「主体的・対話的で深い学び」の実現に役立つ!

# はじめに

東京都消費生活総合センターでは、学校でのインターネット環境が整備されたことを受けて、平成18年度から毎年Web版の消費者教育用教材を作成しています。平成26年度には、高校生向けに「クレジットカードの仕組み、多重債務と家計管理」の教材を作成しました。

今年度は、民法の成年年齢引下げの法律改正が成立したことや、学校でのICT環境の向上を踏まえ、この高校生向け教材の改訂を行いました。

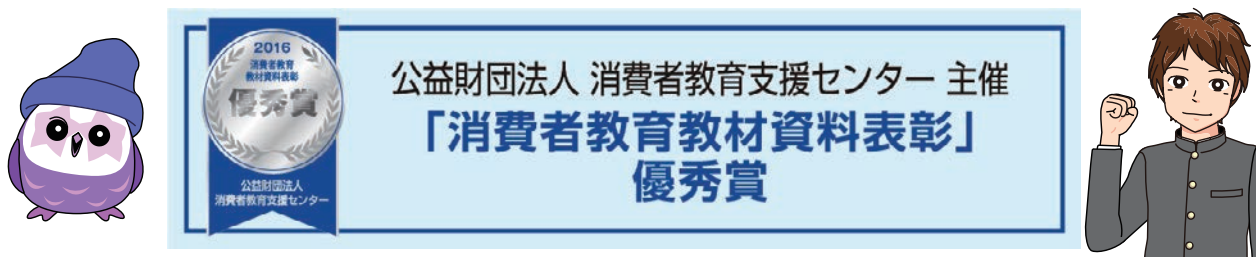
## 【主な改訂点】

1. 民法の成年年齢引下げを踏まえ、契約の重要性や消費者保護の仕組みが学習できる教材を追加
2. 授業展開例をさらに充実（「主体的・対話的で深い学び」に対応）
3. タブレット端末でも利用可能

2022年から18歳で成人になります。これは、一人で有効な契約ができると同時に、民法の「未成年者取消権を失うこと」も意味します。つまり、高校生のうちに、親の承諾なく、高額の買い物や借金もできるようになる一方で、簡単にその契約をやめられず、責任を伴うようになるのです。

学校での消費者教育がますます重要になる中、本教材が高校等での消費者教育の一助になれば幸いです。

2019年3月 東京都消費生活総合センター



※Webサイト部門で優秀賞を受賞（平成27年度）

## 目次

### 1 民法の成年年齢引下げによる影響

1. 民法の成年年齢引下げに伴い起こりうる消費者問題 ..... 1
2. 今後求められる消費者教育 ..... 1

### 2 高等学校における消費者教育

1. 民法の成年年齢引下げを踏まえた高等学校での消費者教育の充実 ..... 2
2. 高等学校学習指導要領（平成30年告示）における主な消費者教育の内容 ..... 2

### 3 教材紹介

1. Web版消費者教育読本の使い方 ..... 3
2. 各ステージの説明 ..... 7
3. 番外編「18歳は大人？大人になるってどんなこと？」の説明 ..... 10

### 4 授業展開例

1. 高等学校における消費者教育の指導計画例 ..... 12
2. Web版消費者教育読本を活用した授業展開例及びワークシート ..... 14
  - (1) スタンダード版 ..... 14
  - (2) 成年年齢引下げに対応した授業提案 ..... 20
  - (3) 主体的・対話的で深い学びの授業提案 ..... 24

# 1.民法の成年年齢引下げによる影響



弁護士 平澤 慎一

## プロフィール

平成3年弁護士登録。平成9年から現在まで日本弁護士連合会・消費者問題対策委員会幹事、委員（消費者教育・ネットワーク部会）。平成28年9月～平成30年10月まで同委員会・成年年齢引下げ問題対応PT座長。平成21年度～23年度東京弁護士会消費者問題特別委員会委員長。

## 1.民法の成年年齢引下げに伴い起こりうる消費者問題

「おとなの年齢」が動いています。少し前までは、①選挙での投票、②飲酒・喫煙、③競馬・競輪、④一人での高額な契約、⑤親の保護（親権）から外れる、⑥少年法の対象でなくなる、これら全てが20歳からというのが当たり前でした。20歳での成人式に何の疑問もありませんでした。ところが既に選挙権年齢が18歳に引き下げられ、民法の成年年齢も18歳に引き下がるのが平成30（2018）年の国会で決まっています。これは上記の④と⑤が18歳に引き下がることを意味します。一方、②と③はそのまま、⑥も刑事手続であり現状維持です。

上記④は、未成年者が保護者（親）の同意を得ないで契約した場合に後から契約を取り消せるという民法の「未成年者取消権」を18歳になると失うことを意味します。若者は社会的経験や判断力が不足し、人間関係の影響を受けやすいので、事業者はこのような若者を狙って契約をさせようとしています。そして、キャッチセールス、マルチ商法、エステやインターネットでのトラブルなどが多発しています。こうした消費者被害の救済と予防に「未成年者取消権」は絶大な効果を発揮してきました。契約時に未成年者であれば未成年者取消権で被害回復ができ、それだけでなく事業者は後で取り消されるリスクを避けてそもそも未成年者を勧誘しないので予防の意味も大きいのです。

しかし、今回の改正により高校3年生の間に成年となり、未成年者取消権による保護はなくなります。18歳・19歳は消費者被害を受ける危険性が格段に高まることが懸念されています。

## 2.今後求められる消費者教育

消費者被害の多くは「契約させられる」ことによって生じます。消費者教育では、「契約によって権利や義務が生じる」という法的意味を正しく理解し、「慎重に契約する」意識を持たせることが、非常に重要です。

また、被害に遭ったら「一人で抱え込まずに消費生活センター（消費者ホットライン188番）へ相談する」ことを教えることも大切です。声を上げることが、自身の被害回復だけでなく、消費者一般の被害防止にもつながるのです。

そして、そもそも事業者はどうしてこのような広告や勧誘をするのかと「批判的視点」で考えることも重要です。批判的思考で商品を選択することは被害防止につながるだけでなく、健全な社会形成に結びつきます。このような、消費者の行動が社会を変える力を持っていることを自覚する「消費者市民」を育てることが、今後求められる消費者教育の役割だと考えます。